

小 国 町
お ぐに まち



(役 場)

一 概 況

九州のほぼ中央、県の最北端に位置し、東西北部は大分県と、南部は南小国町に接する、人口七、八七七(平成二二年国勢調査)、面積約一三七平方キロメートルの町である。大分県境には涌蓋山、一目山、吉武山、亀石山などの一、〇〇〇メートル前後の山々が連なり、小国杉で有名な一大森林地帯をなしている。町の中心を西北に流れる杖立川は、志賀瀬川、湯田川、北里川などを合流して深い渓谷をなし、大分県に入り、津江川と合流し、筑後川の源流となっている。全国の耳目を集めた下釜ダムや松原ダムも今では遠くは福岡県民の命の水がめとして、その役割を果たしている。地勢は、南部の政治経済の中心地宮原を中心から東部、北部と次第に高くなり、起伏は著しく、標高三百から八百メートルの所に耕地、山林、原野が開けている。

産業は農林業が主で、農業は米、野菜、畜産の複合経営である。酪農では、乳牛ジャージー種による牛乳・バター・ヨーグルトが全国各地に出荷され特産品として好評を博している。林業では、町制施行五〇周年を期に、特産である「小国杉」を活かした「悠木の里」づくりが提唱され、木を主体とした町づくりが進められた。

交通は、国道二二二号が町を南北に走り、東西に走る国道三八七号が中心部で交差している。

名所や観光スポットとしては、悠木の里づくりの第一歩とされ、国鉄駅跡地に建設された「道の駅小国ゆうステーション」、杉角材を利用した「小国ドーム」、当町が生んだ世界的細菌学者北里柴三郎を顕彰するための北里記念館、坂本善三美術館、樹齢千年以上の国指定天然記念物下城大イチョウ、滝の裏側に濡れることなく入ることができる鍋ヶ滝などがある。また、杖立温泉は、古くから温泉場として知られ、弘法大師が開いたとの伝説を持つ。町の北東部には、岳の湯、はげの湯、山川温泉などからなるわいた温泉郷があり、温泉の蒸気で蒸した野菜や卵、鶏などを味わうこともできる。

二 町名の由来

古墳時代、阿蘇氏が勢力を振い、四方に兵力をさし向けて征服の手を延ばしたことが神話に書かれている。阿蘇神社の祭神、建甕彥命が阿蘇の山上から四方を拝し、三方に矢を放たれた。矢の落ちた所が、「御矢の原」（現在の宮の原）で、矢の雄神、水の雄神の二神が命の言いつけで巡視にこられたとき、御矢の原の地主、大河片澄が二神を迎え伏して、「臣を御手の中におまかせ給えば、臣が国、小なりと雖も、青山四方を巡りて住み吉の国なり、臣従わば皆服し奉るべく誰一人として背くものはありません。」と申しあげた。この言葉の中の「国小なり」から「小国」の地名が生まれたという（小国郷史から）。

三 平成の合併検討経緯

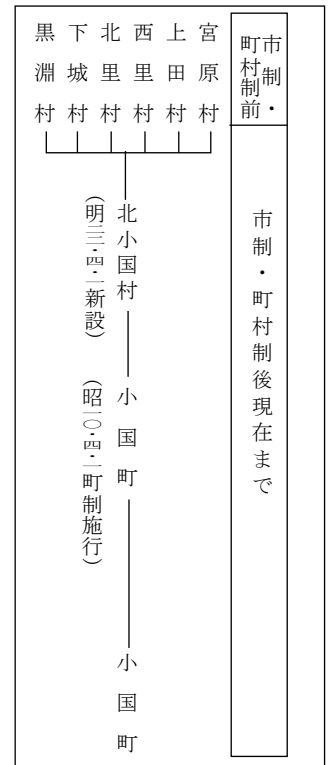
平成一二年三月に県が策定した市町村合併推進要綱においては、当地域については、一の宮町、阿蘇町、南小国町、小国町、産山村、波野村の六町村が合併パターンとして示され、これを一つの叩き台として地域で検討が始まったが、小国町は、比較的早期の段階から、近接地である南小国町を軸とした合併検討を示唆していた。

南小国町、小国町の二町は、平成一五年二月に任意協議会を設置、翌平成一六年六月に法定協議会に移行しての合併協議が行われたが、同年七月の南小国町での住民投票の結果、二町合併反対票が賛成票を大きく上回り、法定協議会は解散を余儀なくされ、小国町における合併検討の機運はそのまま終息してしまった。

（第二編「阿蘇地域」参照）

四 昭和以前の合併検討経緯

1 市制・町村制施行前からの合併経緯と関係町村の沿革



小国町は、南小国村とともに、小国郷と称され、上古の阿蘇の国に属していた。天正一六年（一五八六）六月、加藤清正の入国後、家臣吉村橋左衛門がこの地を治めた。

また、寛永九年（一六三二）細川氏が封ぜられるや、手永惣庄屋の制度を布いたが、同一五年四月、北里伝兵衛惟宣は、忠利に任せ、北里手永の惣庄屋となり、その弟、下城十郎左衛門は下城手永の惣庄屋を命ぜられ、小国がわかれて両手永の所管となった（当時小国郷の領地は二七か村であった）。明治三年（一八七〇）八月、藩政改革により二五か村を合して、黒淵村・満願寺村・赤馬場村・中原村・宮原村・宮原町・上田村・下城村・西里村・北里村の一町九か村としたが、五年、戸籍法の施行によって、小国は第三二大区となり、九小区に区分されたが同七年の改正で、第一一大区の第四、五小区となった。その後、宮原町は宮原村と合併した。一二年の郡区町村編制法施行により、北里村と西里村は一行政区域となったが、その他は独立して一行政区域をなした。一七年の改正で赤馬場・満願寺・中原の三か村および宮原・上田・北里・西原・下城・黒淵の六か村は、それぞれ一行政区域となり、二二年の町村制施行により宮原・西里・北里・下城・黒淵・上田の六か村が合併して北小国村となったが、昭和一〇年四月一日、町制を施行して小国町と改称した。

2 町村合併促進法定後の経緯

昭和二八年（一九五三）一〇月に決定された県の合併試案では、本町は、適正規模にあるという理由により、単独とされたので、合併の動きは全くなかった。